

## ■第418回食品安全委員会

日時：平成24年2月9日（木）14：00～14：42

傍聴者：15名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）動物用医薬品 1品目

1）鶏大腸菌症生ワクチン（ガルエヌテクトCBL）

- ・農林水産省から説明。
- ・本件については、遺伝子組換えの専門家を専門参考人として呼び、意見を聴取しつつ、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。
- \*鶏大腸菌症の予防に使用されます。

（イ）農薬 1品目

1）アミスルブロムの意見聴取に係る追加データについて

- ・農林水産省及び担当委員の廣瀬委員から説明。
- ・本件については、追加データが提出されたことを受け、農薬専門調査会において審議することとなった。
- \*殺菌剤で、トマト、てんさい、キャベツ等に使用します。今回、稲、かぶ、カリフラワー、たまねぎ、ねぎ、かぼちゃ、すいか、しょうが、いちじくへの適用拡大申請がされています。

（2）添加物専門調査会における審議結果について

1）「リン酸一水素マグネシウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書（案）について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- \*主に栄養強化剤として使用されます。欧米等では、栄養強化剤、pH調整剤等として食品全般に使用されています。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

1）農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について

- ・「シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- \*殺菌剤で、稲、りんご、かぼちゃ、だいず等に使用します。今回、こんにゃく、ごぼう、ほうれんそうへの適用拡大申請がされています。

2）農薬「シラフルオフエン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「シラフルオフエンのADIを0.11mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- \*殺虫剤で、稲、だいず、りんご等に使用します。今回、茶への適用拡大申請及び畜産物への基準値設定の要請がされています。

3）農薬及び動物用医薬品「アバメクチン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「アバメクチンのADIを0.0006mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- \*殺虫剤で、国外において農薬として使用されるほか、動物用医薬品として牛、羊等における寄生虫の駆除に用いられます。なす、すいか等への新規農薬登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（4）食品安全委員会の1月の運営について

- ・事務局から説明。